

院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る事は、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2条 院内感染対策の管理体制

- 1) 各専門職代表を構成員として組織する院内感染防止対策委員会（以下、対策委員会）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。
緊急時は、臨時会議を開催する。
- 2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し。
 - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知。
 - ③ 職員研修の企画。
 - ④ 異常な感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し実施する為に全職員への周知徹底を図る。
 - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項。
- 3) 委員は職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に対して自由に発言できる。
- 4) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- 5) 下記に挙げるものを診断した時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、保険所長を通じて都道府県知事に届ける。
 - ① 一感染症患者、二類感染症患者、三類症患者、四類感染症患者、新感染症に罹っていると疑われるもの：直ちに届ける。

第3条 職員研修

- 1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体対策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 職員研修は、就職時の初期研修1回ほか、全職員を対象に必要なに応じて1年に2回程度開催する。

第4条 院内感染発生時の対応

- 1) 異常発生時は、その状況及び患者への対策等を院長に報告する。対策委員会を開催し速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する為に全員への周知徹底を図る。

第5条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第6条 患者への情報提供と説明

- 1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- 2) 疾病の説明とともに、感染制御の基本について説明し、理解を得たうえで協力を求める。
- 3) 必要に応じて感染率などの情報を公開する。

第7条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

院内感染対策推進の為「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院従事者への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの定期的な見直し、改定を行なう。

令和6年7月改定